

平成24年度第2回弘前市地域密着型サービス運営委員会会議録

日 時 平成24年11月26日(月) 午後2時35分～午後3時10分

場 所 弘前市役所新館4階第一会議室

出席委員 山中朋子、波多野厚緑、田村瑞穂、前田淳彦、三上弘文、
川口則雄、木村留次郎、楠美祥行、木立り子、中谷恵
欠席委員 小川幸裕、柴田典明、阿保健一

案件1(地域密着型サービス事業等の基準等を定める条例の制定方針)について

| 発言者 | 内 容 |
|-------|---|
| 田村会長 | スケジュールはこれでいいんですか。会議開催が11月で、一方でパブリックコメントを募集してというのはずっと後じゃないですか。先ほどの説明ではパブリックコメントも参考にしてという話だったように思いますが、全然別なんですか。 |
| 鈴木課長 | これは地域密着型サービス運営委員会の皆様から専門的な見地から意見を伺うと同時に一般市民の方からもパブリックコメントを実施するという事です。 |
| 田村会長 | せっかくパブリックコメントを実施しても我々が決めたのとまったく違ったら意味がないのではないですか。 |
| 鈴木課長 | あくまでも、この場では骨子案について皆様からの意見をお伺いするという事でこの場で決定するという事ではありません。 |
| 波多野委員 | おそらくここで概ね良いですと決めて、パブリックコメントで出た意見を踏まえて第三回で最終的なものにして行こうという事ではないですか。 |
| 鈴木課長 | 今回は条例案の骨子案を皆様にお示して、専門的な見地からの意見をお伺いし、これとは別にパブリックコメントを実施して、それらで出た意見を合わせて市として最終的な条例案を策定していくという事です。 |
| 楠美委員 | 役所の手続きとして条例については意見をいただいて市が条例案を作って議会に承認してもらうという流れになっていますのでしょがないのではないのでしょうか。 |
| 田村会長 | 資料の3ページの4の所ですが、二つ目の「標準」の所で「条例は法令の『標準』を標準としつつ…」とありますが、この「標準」は基準の間違いではないのでしょうか。 |
| 楠美委員 | 全体が「基準」という呼び方で、その中の法律の文章の中で従うべき基準はこれ、標準はこれ、参酌すべき基準はこれ、という表現になっているはずですが。 |
| 鈴木課長 | 「条例は法令の『基準』を標準とし」という表現に直したいと思います。 |
| 三上委員 | 条例は二つに分かれるのですか。7ページに書かれているのと12ページに書かれているのと分かれるのですか。 |
| 鈴木課長 | 二つに分けて出ます。 |
| 前田委員 | もう一度説明していただきたいのですが、5ページの(3)居室の定員の所で、国の基準が2人以下なのに対し、市で4人以下に定める理由を教えてください。 |
| 鈴木課長 | まず国の基準では定員1人とするようになっております。しかし個室となるとどうしても部屋代が高くなるという事もあって、低所得者への利便性が損なわれるというところから、今回多床室を認めるという事でありませう。 |
| 前田委員 | すると部屋の大きさは変わらないということですか。 |

| | |
|------|--|
| 鈴木課長 | 部屋の大きさは個室と多床室では多床室の方が大きくなっています。 |
| 前田委員 | それでは1人で占める面積というのは4人になった場合でも確保されているという事ですか。狭い所にギュウギュウ詰めにしているわけではないのですよね。 |
| 鈴木課長 | 個室に比べれば手狭にはなりますが、例えばユニット型の個室ですと、部屋代が1日あたり課税世帯の場合1,920円の負担となります。これに対し、多床室であると320円で済み、さらに生活保護を受けている方や老齢福祉年金受給者ですと負担は0という事になります。 |
| 田村会長 | 今の委員の質問は1人を原則のところ4人にしたという事は1人で決めた面積より当然狭くなるのではという質問ですよね。多床室が、1人部屋の4倍の面積ではないんですよね。 |
| 鈴木課長 | 入所者1人当たりの床面積ですが、10.65平米を最低基準とするとありまして、4人部屋の場合にはその4倍の広さが必要になるという事です。 |
| 楠美委員 | 今の1人当たりの最低基準というのは非常に狭い基準となっていて、個室となると逆に基準以上に確保しているという事ですよね。 |
| 鈴木課長 | あくまでも最低基準ですので、個室は通常もっと広がっております。 |
| 楠美委員 | 6ページの6の基準の所ですが、市の考え方の欄で「入所定員は29人以下とする。(従うべき基準)」、「申請者は法人である者とする。(従うべき基準)」とありますが、今「従うべき基準」という議論と、法律上で定めた数字とは意味が違うので、これは「従うべき基準」ではなくて「法に従うべき基準」、「法と同様にする」という事ではないですか。 |
| 鈴木課長 | おっしゃる通り「法の下での従うべき基準」という意味なので表現を訂正します。 |